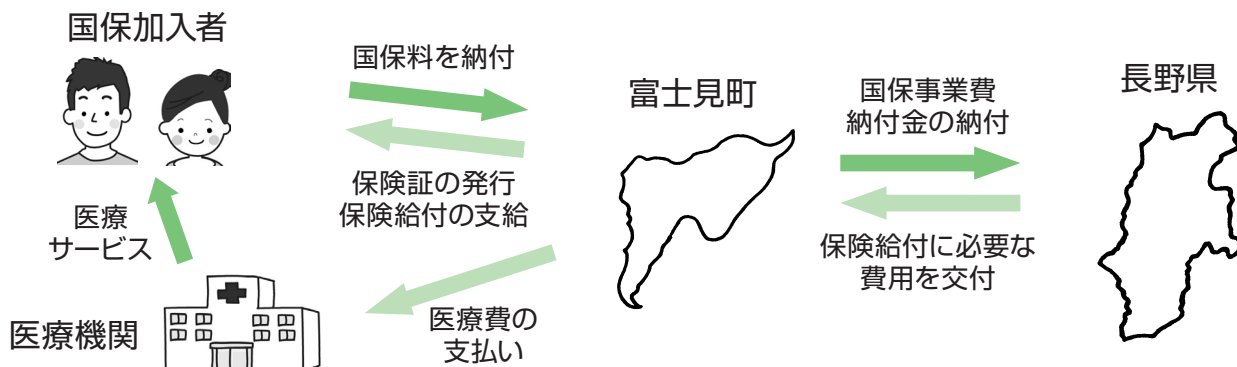


4月から「国民健康保険制度」が変わります

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険制度を維持するため、平成30年度から市町村とともに都道府県が国保運営の中心的な役割を担う大規模な制度改正がスタートします。小規模市町村での急激な医療費の増加に伴う不安定な財政運営を補うために、長野県が主に財政運営の責任主体となり持続可能な医療保険制度を構築します。



【県と町の役割分担】

長野県	富士見町
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を長野県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理(被保険者証等の発行)
・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・保険料率を決定、保険料の賦課・徴収
・保険給付費等交付金の市町村への支払い	・保険給付の決定、支給

Q 制度改正、どんなメリットがあるの？

- * 財政規模が大きくなることで国保の財政が安定し、保険料負担の急な増加リスクが軽減されます。
- * 県は保険者として、今まで以上に市町村と共に県民の健康づくりへの取り組みを積極的に行います。
- * 市町村によって異なっていた保険料が、「同じ所得の方は同じ水準の保険料負担」に近づけていくことで、公平化が図られます。(長野県は統一に向けた検討を今後行います。)

Q 国保の加入者にはどんな影響があるの？

- * 保険証に「長野県」が表記されます。(10月の保険証更新までは、現在の保険証をそのまま使えます)
- * 県内の他市町村に引っ越した場合に、高額療養費の回数カウントが引き継がれるようになり、引っ越し後の負担軽減の対象が広がります。

Q これまでと変わらない点は？

- * 下記の手続き等の窓口は変わりません。
4月以降も「住民福祉課 国保年金係」です。
- ・加入脱退などの手続き
- ・保険料の賦課・徴収
- ・保険証の交付
- ・高額療養費などの申請
- ・特定健診、保健指導



諮問・答申

富士見町では、平成30年度の国民健康保険料の算定方式を富士見町国民健康保険運営協議会へ諮問し、3月2日に答申がありました。

富士見町では、急激な被保険者の負担増とならないよう答申結果を尊重し、以下3つの項目について、平成30年度以降の町の方針とすることで決定します。

①平成30年度以降の国民健康保険料算定方式は、資産割を除く3方式とする。

ただし、急激な影響を生じさせない配慮とし、今後5年を目途に資産割を毎年2%ずつ段階的に削減し、資産割の削減分については、所得割を増加とする。

②長野県国保運営協議会において、3年後に今後の方針が示された場合は、算定額割合を見直す。

なお、国民健康保険料率については、平成29年分所得を反映させ、6月議会へ上程します。